

平成30年3月16日

E T Cコーポレートカードご担当者様

情報ネット事業協同組合

## 平成30年4月1日からの大口・多頻度割引（NEXCO）の割引率について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃よりE T Cコーポレートカードをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成30年4月1日からの大口・多頻度割引（NEXCO）について、下記のとおり変更となりますので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 車両単位割引

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道・割引対象一般有料道路のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%（20%）
1万円を超え、3万円までの部分	20%（30%）
3万円を超える部分	30%（40%）

高速国道と割引対象一般有料道路のご利用額は別々に計算されます。

※（ ）内は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているE T C 2.0搭載車両に限り適用される割引率です。（平成31年3月末まで）  
なお、経過措置として、平成30年4月1日以降、一定期間はE T C 2.0搭載車両にも適用されます。経過措置終了時期などの詳細につきましては、決まり次第お知らせいたします。

以上

【お問い合わせ先】 情報ネット事業協同組合

TEL 075-254-5333 FAX 075-254-1074